

公益財団法人愛媛の森林基金助成事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、公益財団法人愛媛の森林基金助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業の種別等)

第2 要綱第2条に規定する助成対象事業の種別及び内容は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国又は県の補助、助成等の対象とならないものとする。

(1) 森林に親しむための活動事業

森林の果たす役割や森林整備の重要性を広く県民にアピールすることを目的として、一般県民を対象とした森林散策活動等を行う事業とする。

(2) 癒しの森整備事業

森林の癒し効果や保健休養の場としての森林の活用を促進することを目的として、森林及び森林散策道の整備を行う事業とする。

2 前項のうち(1)及び(2)の森林は、不特定多数が無償で利用できる森林とする。

(応募方法)

第3 要綱第3条に規定する申請書に、別表に掲げる書類を添えて理事長に提出する。

(応募期限)

第4 第2(1)、(2)の応募期限は、事業の着手時期に応じ、次表のとおりとする。

応募期限	事業の着手時期
募集開始日～2月20日	4月1日～5月末日までに着手を行う予定の事業
募集開始日～4月末日	6月1日以降に着手を行う予定の事業

(助成団体の決定)

第5 助成団体については、選定を厳正かつ公平に行うため、「公益財団法人愛媛の森林基金運営協議会」において審議のうえ決定するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第6 要綱第5条第1項第2号の理事長が助成事業の変更承認申請を必要と認める場合とは、市町を超える事業実施場所の変更や事業の目的に影響を及ぼす事業内容の大幅な変更等とする。

(実績報告等)

第7 要綱第5条に規定する助成事業者は、要綱第7条に定める実績報告書に、別表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(事業の検査)

第8 助成事業の検査は、地区駐在員が行うものとする。

2 検査員は、検査の結果について、助成事業検査復命書（様式1号）を理事長に提出するものとする。

(その他)

第9 この要領の施行に関しては、県農林水産部長及び所管の県地方局長の指導を受けるものとする。

2 要綱に基づいて提出する書類は正副2部とする。

3 要綱に定める様式を電子メールで提出する場合、地区駐在員は公益財団法人愛媛の森林基金事務担当者、その他関係職員に送付（BCC不可）すること。

4 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24年8月30日）

この要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則（平成25年1月28日）

この要領は、平成25年度事業から適用する。

附 則（平成27年4月10日）

この要領は、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則（令和4年1月5日）

この要領は、令和4年度の事業から適用する。

附 則（令和7年1月17日）

この要領は、令和7年度の事業から適用する。

別表

1 申請書添付書類（第3条関係）

助成対象事業名	添付書類
森林に親しむための活動事業	—
癒しの森整備事業	(1) 事業実施の場所等の位置図（縮尺5万分の1及び2千分の1程度） (2) 原則として、施設等の設置場所の土地所有者及び管理者等の承諾書または許可証等
共通	(1) 団体規約等及び名簿（地区又は市町森林と緑の推進協議会を除く。） (2) その他理事長が必要と認める書類

2 実績報告書添付書類（第7条関係）

助成対象事業名	添付書類
森林に親しむための活動事業	(1) 事業実施状況写真
癒しの森整備事業	(1) 施行前、中及び完成写真 (2) 整備施設等の位置図（縮尺5万分の1及び2千分の1程度）
共通	(1) 領収書等支出を証明する証拠書類 (2) その他理事長が必要と認める書類

様式第1号（第8関係）

助成事業検査復命書

年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金
理事長 様

検査者 地区駐在員・基金事務局職員
氏名

1 助成事業名

2 助成団体名

3 事業経費等 (単位：円)

事業経費	助成金額	備考

4 事業内容 (単位：円)

施行箇所	内容
計	

5 検査年月日
年 月 日

6 検査意見

※不要な文字は削除すること。